

別表 1

番号	707 (708)
特定事業の名称	特定農業者による特定酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この表において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特定酒類」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特定農業者による特定酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）を含む。）以外の果実を原料としたものを除く。）同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>(2) 酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。以下この号において同じ。）、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他財務省令で定める物品（※3）を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。）同条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許</p> <p>2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（1）の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（2）の酒類に限る旨の条件を付することができる。</p> <p>3. 本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が製造した上記1（1）の酒類は、当該果実酒の製造免許を受けた者が構造改革特別区域内に所在する自己の営業場又は製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合を除き、販売してはならない。</p> <p>4. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が上記3の規定に違反した場合には、税務署長は、上記1の各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>5. 酒税法第7条第3項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。</p>

(※1)「自ら生産した果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める果実をいう。

(1) 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項第1号に掲げる者(以下この表において「農業経営者」という。)の同居の親族又はその配偶者(同項第2号に掲げる者に限る。以下この表において「同居親族等」という。)で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した当該果実

(2) 農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下この表において同じ。)の組合員、社員又は株主(農業委員会等に関する法律第8条第1項第3号に掲げる者に限る。以下この表において「組合員等」という。)で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業生産法人が生産した当該果実

(3) 風水害、干害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(以下この表において「災害等」という。)により自ら生産した果実((1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める果実を含む。以下この号において同じ。)を原料として上記1(1)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された当該果実(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1(1)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む。)

(※2)「自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める米をいう。

(1) 農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した米

(2) 農業委員会等に関する法律第8条第1項第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う米の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業生産法人が生産した米

(3) 災害等により自ら生産した米((1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める米を含む。以下この号において同じ。)を原料として上記1(2)の酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された米(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された米を上記1(2)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された米を含む。)

(※3) 財務省令で定める物品とは、麦その他の穀類(米を除く。)、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。

同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別表 1

番号	709
特定事業の名称	特産酒類の製造事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留しようちゆう 60キロリットル 4 単式蒸留しようちゆう 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特産酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定の適用については、同項第7号中「6キロリットル」とあるのは「2キロリットル」と、同項第15号中「6キロリットル」とあるのは「1キロリットル」とする。</p> <p>（1）酒税法第3条第13号（二を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該構造改革特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料としたものに限る。） 同条に規定するリキュールの製造免許</p> <p>2. 上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記1（1）の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記1（2）の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。</p> <p>3. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合には、税務署長は、上記1の各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>4. 酒税法第7条第3項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別表 1

番号	822
特定事業の名称	公私協力学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産について、私立学校法第25条の要件に適合するか否かの審査を行うこととされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体（以下「協力地方公共団体」という。）の協力により新たに設立される学校法人が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であって、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者として当該地方公共団体の長の指定を受けたもの（以下「指定設立予定者」という。）が、所轄庁に対し、私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第31条第1項の規定（寄附行為認可の手続き（資産審査））にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、同法第25条の要件（資産要件）に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 特例措置に係る学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。</p> <p>2. 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。</p> <p>（1）私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請</p> <p>（2）私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出</p> <p>（3）私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請</p> <p>（4）学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条第1項の規定による高等学校の学科の設置廃止、高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更及び学校の収容定員に係る学則変更）の認可の申請</p> <p>（5）学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出</p> <p>3. 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>（1）教育目標に関する事項</p> <p>（2）収容定員に関する事項</p> <p>（3）授業料等の納付金に関する事項</p> <p>（4）施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項</p> <p>（5）協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項</p> <p>（6）その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの（入学者の選抜に関すること等）</p> <p>4. 公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。</p> <p>5. 協力地方公共団体の長は、協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>6. 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。</p>

7. 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第4条第1項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。なお、地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの規定（財産を無償・廉価で貸与・譲渡する際には議会の議決が必要であること等）の適用を妨げない。

8. 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところ（当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下「公私協力年度計画」という。）においては、教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画等を記載することなど）により、公私協力基本計画に基づき、公私協力年度計画及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

9. 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。

10. 協力地方公共団体の長は、助成を受ける協力学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。

（1）助成に関し必要があると認める場合において、当該協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該協力学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

（2）当該協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

（3）当該協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の見解を勧告すること。

11. 助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない。

12. 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、上記10. の権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

13. 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る指定を取り消すことができる。

14. 協力学校法人は、指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第4条第1項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。

15. 協力地方公共団体の長は、公私協力基本計画の策定及び公私協力基本計画の変更並びに公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

16. 教育基本法第15条第2項の規定（特定の宗教のための宗教教育等の禁止）は、公私協力学校について準用する。

別表 1

番号	934
特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<p>(1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条、第64条、第66条、第67条</p> <p>(2) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第5章第5節 基準該当児童デイサービスに関する基準</p> <p>(3) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第9章第5節 基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準</p> <p>(4) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第10章第5節 基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準</p>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>(1) (ア) 第63条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務を、1以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤でなければならない。</p> <p>4 第1項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。(略)</p> <p>(イ) 第64条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。(略)</p> <p>(ウ) 第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員を25人以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。</p> <p>一 通いサービス 登録定員の二分の一から十五人まで</p> <p>二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで</p> <p>(エ) 第67条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>二 宿泊室 イ 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするができるものとする。 ロ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。 ハ イ及びロを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>ニ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。(略)</p> <p>(「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」)</p> <p>(2) (ア) 第108条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス（第219条に規定する特定基準該当児童デイサービスを除く。以下「基準該当児童デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。</p> <p>イ 障害児の数が十までは、二以上</p> <p>ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ニ サービス管理責任者 基準該当児童デイサービス事業所ごとに、一以上</p>

2 (略)

(イ) 第109条 基準該当児童デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
 (「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」)

(3) 第163条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第219条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
 (「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」)

(4) 第172条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第219条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
 (「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」)

特例措置の内容	居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児(者)関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害児(者)が利用できるようにする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別表 1

番号	937
特定事業の名称	NPO法人による職業紹介に対する支援事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	特になし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	特になし
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、次の各号のいずれにも該当するNPO法人が就労支援業務を行うために必要であると認めて、内閣総理大臣による特区計画の認定を申請し、その認定を受けた場合は、当該NPO法人が、求職者との職業相談の過程において、ハローワークインターネットサービス上に事業所名非公開として掲載されている特定の求人を職業紹介すべき求人として選択し、当該NPO法人ごとに国が指定する公共職業安定所に対して当該求人の事業所名を照会した場合、当該公共職業安定所が当該求人事業主に対して、当該NPO法人に当該事業所名を開示することの可否を確認し、その了解が得られた場合にこれを当該NPO法人に開示する。</p> <p>1. 特区内に設置された地域若者サポートステーションを運営するものであること</p> <p>2. 職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく有料職業紹介事業又は無料職業紹介事業の許可を得ており、特区内において、当該許可の範囲内で職業紹介事業を行うものであること（ただし、有料職業紹介事業の許可を得ている場合であっても、本特例措置を活用して行う職業紹介については、求人者及び求職者から手数料を徴収しないものとする。）</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、本特例措置の適用を受けることを希望するNPO法人が、その所在地を管轄する都道府県労働局に、適用申請を行う。</p> <p>2. 申請を受けた都道府県労働局は、当該NPO法人からの照会を受け付ける公共職業安定所を指定し、これを当該NPO法人に通知する。</p>

別表 1

番号	1003
特定事業の名称	保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）別紙 第2の12(1)表5
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用に係る事業等の目的が工場、事業場の設置である場合の当該施設の設置に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね35パーセント以上とする。（学校施設の設置である場合についても適用する。）
特例措置の内容	地域の活性化を図るための核として実施する学校施設（当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。）の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別表 1

番号	1004
特定事業の名称	保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）第2の1(3)ア(イ)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用を目的とする解除については、その目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることを要件とする。
特例措置の内容	地域の活性化を図るための核として実施する事業（スキー場、ゴルフ場の造成その他1か所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。）につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しない。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別表 1

番号	1303
特定事業の名称	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成19年環境省告示第3号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	現行の「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。従事者を限定的に取り扱っている。
特例措置の内容	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、特区内では「銃器の使用以外の方法による場合であつて、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網猟免許及びわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網猟免許及びわな猟免許を受けていない者は、網猟免許及びわな猟免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。」と定めたところである。
同意の要件	円滑かつ確実な実施を担保するための予防措置として、関係者間で事業の円滑な実施のための取組が認められること、安全管理体制について狩猟者団体との合意が得られていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※この特例措置については、平成23年度中に全国展開される予定となっています。ただし、実際に特例措置の内容が実施可能となるのは、第11次都道府県鳥獣保護事業計画の策定後からとなるため、平成23年度末まではこの特例措置を活用した計画の申請・実施をすることが可能です。